

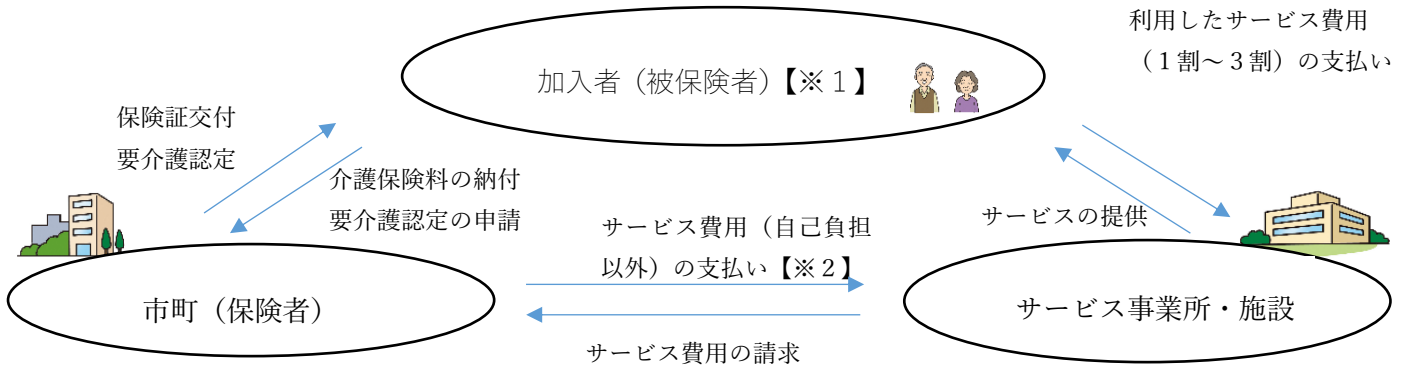
第1回 介護保険制度や仕組みについて

○介護保険とは

・介護を必要とする状態となった時に、必要なサービスを受け、住み慣れた地域で持っている能力に応じて自立した生活が送れるよう、また、介護者や介護が必要な方の双方が安心して生活できる社会を目指し、社会全体で介護が必要な方を支えあうことを基本理念とした制度です。

○介護保険のしくみ

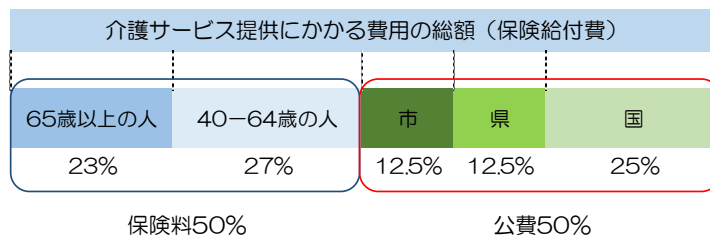
・介護保険は、40歳になった月から全ての人加入し、保険料を納めていただきます。介護や支援が必要となったときに、費用の一部を負担することで、介護保険サービスを利用することができます。



【※1】 介護保険の被保険者は、65歳以上の方（第1号被保険者）と40歳から64歳までの（第2号被保険者）に分けられます。

	第1号被保険者（65歳以上の方）	第2号被保険者（40歳～64歳の医療保険加入している方）
介護保険料	所得に応じて10段階に定められた保険料を市へ納付します。	医療保険者が定める保険料を医療保険料と併せて納付します。
被保険者証の交付	すべての方に交付します。	要介護（要支援）認定者に交付します。
介護保険サービスを利用できる人	・食事などの日常生活動作について常に介護が必要な方（要介護者） ・要介護となるおそれがあり、家事や身支度などの日常生活に支援が必要な方（要支援者）	脳血管疾患や関節リウマチなど16種類の病気（特定疾病）により、介護や支援が必要となった方

【※2】 サービス費用の自己負担分以外は保険から給付されます。その財源は、半分は国、県、市の公費（税金）で負担し、残りの半分を40歳以上の方と60歳以上の方が支払う介護保険料で負担しています。



介護保険の主なサービス

- ・訪問介護・・・ホームヘルパーが身体介護（入浴、食事など）、生活援助（家事など）を行う
- ・通所介護・・・デイサービスセンターなどに日帰りで通い、入浴や機能訓練などを受ける
- ・福祉用具の貸与・購入・・・歩行器や車椅子、介護用ベッドなどのレンタルや腰掛便座、入浴補助用具の購入
- ・住宅改修・・・段差の解消や手すりの取り付けなど住宅の改修工事を行う
- ・グループホームや特別養護老人ホームへの入所 など

詳しくは介護保険課 TEL : 0748-33-3511 までお問い合わせください。